

## 証券投資信託 商品概要説明書

| 項目  | 内容   |  |   |   |   |   |   |
|---|--|--|---|---|---|---|---|
| 1. 商品名<br>愛称  | ブラックロック・ワールド債券ファンド(為替ヘッジあり)  |  |   |   |   |   |   |
| 2. ご利用者   | 当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方<br>(ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)  |  |   |   |   |   |   |
| 3. 商品分類   | 投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券   |  |   |   |   |   |   |
| 4. 商品属性   |  |  |   |   |   |   |   |
| 当初設定日   | 1998年12月1日   |  |   |   |   |   |   |
| 信託期間  | 無期限  |  |   |   |   |   |   |
| クローズド期間   | なし   |  |   |   |   |   |   |
| 主要投資対象<br>運用方針  | <p>ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)受益証券を主要投資対象としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 主としてブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)受益証券への投資を通じて世界主要国の国債等(国債、政府機関債、国際機関債)を中心に公社債に投資します。</li> <li>● 投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付(BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付)が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。</li> <li>● FTSE世界国債インデックス・円ヘッジ円ベースをベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。</li> <li>● 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行う場合もあります。</li> <li>● デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。</li> <li>● ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Ink)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</li> <li>・信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限<br/>(当該権限は委託会社と共有するものとします。)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BlackRock Investment Management(UK) Limited)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国債権等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</li> <li>・日本の債券等の一部運用に関する権限</li> <li>・信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限<br/>(当該権限は委託会社と共有するものとします。)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management(Australia) Limited)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</li> </ul> </td> </tr> </table> | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Ink) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</li> <li>・信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限<br/>(当該権限は委託会社と共有するものとします。)</li> </ul> | ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BlackRock Investment Management(UK) Limited) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国債権等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</li> <li>・日本の債券等の一部運用に関する権限</li> <li>・信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限<br/>(当該権限は委託会社と共有するものとします。)</li> </ul> | ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management(Australia) Limited) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</li> </ul> |
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Ink)                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</li> <li>・信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限<br/>(当該権限は委託会社と共有するものとします。)</li> </ul>  |  |   |   |   |   |   |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BlackRock Investment Management(UK) Limited)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国債権等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</li> <li>・日本の債券等の一部運用に関する権限</li> <li>・信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限<br/>(当該権限は委託会社と共有するものとします。)</li> </ul>  |  |   |   |   |   |   |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management(Australia) Limited) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限</li> </ul>  |  |   |   |   |   |   |
| 主な投資制限  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。</li> <li>● 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)-への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</li> <li>● 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</li> </ul>  |  |   |   |   |   |   |
| ベンチマーク  | FTSE世界国債インデックス・円ヘッジ円ベース  |  |   |   |   |   |   |
| 決算日   | 毎年3月16日および9月16日(ただし、休業日の場合は翌営業日)   |  |   |   |   |   |   |
| 収益分配  | 年2回(原則として毎年3月16日および9月16日)決算を行い、収益分配方針に基づき分配します。<br>分配金は、自動的に再投資されます。   |  |   |   |   |   |   |
| 償還条項  | 委託会社は、次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。<br>◇ 受益者のために有利であると認めるとき<br>◇ やむを得ない事情が発生したとき<br>◇ 一部解約により、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 等<br>償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。   |  |   |   |   |   |   |
| 5. お申込み方法   | 当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。  |  |   |   |   |   |   |
| お申込み単位  | 1円以上1円単位   |  |   |   |   |   |   |
| お申込み価額  | 購入約定日の基準価額が適用されます。   |  |   |   |   |   |   |
| 6. 解約方法   | 当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。  |  |   |   |   |   |   |
| 解約価額  | 売却約定日の基準価額が適用されます。   |  |   |   |   |   |   |
| 7. 費用   | この商品には次の費用がかかります。  |  |   |   |   |   |   |
| 販売手数料   | ありません。   |  |   |   |   |   |   |
| 信託報酬  | 純資産総額に対して年1.408%(税抜年1.28%)以内<br>(内訳:委託会社0.693%(税抜0.63%)、販売会社0.66%(税抜0.6%)、受託会社0.055%以内(税抜0.05%以内))   |  |   |   |   |   |   |
| 信託財産留保額   | ありません。   |  |   |   |   |   |   |

(運営管理機関)りそな銀行

| 項目                           | 内容   |
|------------------------------|--|
| 7. 費用<br>その他費用               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 信託財産において一部解約金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入れの利息は信託財産中より支弁します。</li> <li>● 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</li> <li>● ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中より支弁します。</li> <li>● 信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成等に要する費用は、委託会社の負担とし委託者報酬より支弁します。</li> </ul> |
| 8. お申込み不可日等                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、取得・解約のお申込みは受け付けません。</li> <li>● 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引停止、決済機能の停止その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込み・解約請求の受付ならびに既に受付けた取得申込みおよび解約請求の受付を取り消すことがあります。</li> <li>● 確定拠出年金制度上、お取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。</li> </ul>   |
| 9. 課税関係                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。</li> <li>● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。</li> </ul>  |
| 10. 利益の見込み<br>損失の可能性         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。</li> <li>● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。</li> </ul>  |
| 11. 基準価額の主な<br>変動要因等         | 当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。  |
| 金利変動リスク                      | 当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。   |
| 信用リスク                        | 当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。  |
| 為替変動リスク                      | また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。当ファンドおよびマザーファンドの基準価額は、円建てで表示されますが、当ファンドおよびマザーファンドは、円以外のさまざまな外貨建資産にも投資します。当ファンドは、円ベースでの収益の確保を目指し、原則として、外貨建資産については、為替ヘッジを行います。しかしながら、保有する外貨建資産および当該外貨建資産から生じる収益の全てを完全にヘッジすることはできません。またヘッジ対象通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかります。   |
| 期限前償還リスク                     | 当ファンドおよびマザーファンドは、MBS、CMBS、ABS等(資産担保証券)の期限前償還リスクを伴う債券へ投資することができます。一般的に金利が低下した場合、資産担保証券の担保となるローンは、低金利のローンへの借換えが増加する傾向があります。ローンの期限前償還に伴い、資産担保証券の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券に再投資せざるを得ない可能性があります。これらの要因によりファンドの基準価額に影響を受け、損失を被ることがあります。  |
| カントリー・リスク                    | 当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。   |
| オプション、先物、<br>その他投資手法<br>のリスク | 当ファンドおよびマザーファンドは、証券先物・オプション、指数先物・オプション、通貨先物・オプションおよび金利スワップ等さまざまな投資手法を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、および証券価格、市場金利、為替の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられるものです。このような投資手法を用いた結果、コストとリスクが伴い、基準価額に影響を与える可能性があります。こうした投資手法は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。  |
| 12. セーフティー<br>ネットの有無         | 投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  |
| 13. 持分の計算方法                  | 解約価額(=基準価額)×保有口数<br>※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。   |
| 14. 委託会社                     | ブラックロック・ジャパン株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)   |
| 15. 受託会社                     | 三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。)<br>(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)   |

### (運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。